各区役所及び各保健福祉センター用Wi-Fiルーター賃貸借契約　仕様書

１　目的

各区役所及び各保健福祉センターにおいて、インターネットにアクセスできるWi-Fi 環境を整備し、来庁者の利便性向上及び誰もが簡単に接続可能で安全安心に利用できる通信環境の提供を目的とする。

２　本業務の基本的な考え方

指定した施設内に機器を設置し、来庁者がノートパソコン・タブレット端末・スマートフォン等（以下、「利用端末」という。）をWi-Fi（無線LAN）に接続して、安定的にインターネットを利用できるようWi-Fi 環境を整備する。

なお、本業務の範囲は、機器等の調達、初期設定作業（各種設定、動作確認）及び指定期間の通信対応までを含めるものとする。

３　業務内容

本業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

（１）機器及び台数

Wi-Fiルーター　１３台

＜使用施設＞

施設名	所在地	台数
中央区役所	千葉市中央区中央４丁目５番１号（きぼーる１階及び１１階）	２台
中央保健福祉センター	同上（きぼーる１２階～１５階）	１台
花見川区役所	千葉市花見川区瑞穂１丁目１番地	１台
花見川保健福祉センター	同上（建物は別）	１台
稲毛区役所	千葉市稲毛区穴川４丁目１２番１号	１台
稲毛保健福祉センター	千葉市稲毛区穴川４丁目１２番４号	１台
若葉区役所	千葉市若葉区桜木北２丁目１番１号	１台
若葉保健福祉センター	千葉市若葉区貝塚２丁目１９番１号	１台
緑区役所	千葉市緑区おゆみ野３丁目１５番地３	１台
緑保健福祉センター	千葉市緑区鎌取町２２６番地１	１台
美浜区役所	千葉市美浜区真砂５丁目１５番１号	１台
美浜保健福祉センター	千葉市美浜区真砂５丁目１５番２号	１台

（２）機能要件

仕様項目	仕様内容
周波数	2.4GHz 帯及び５GHz 帯の両方に対応すること
通信方式	4G/LTE 及び 5G 対応。 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応すること
同時接続台数	本体１台あたり１０台前後同時接続可能なこと
連続通信時間	10 時間程度可能なこと
通信速度	４G：下り 150Mbps 以上　上り 50 Mbps 以上 ５G：下り 150Mbps 以上、上り 100Mbps 以上
Wi-Fi 有効範囲	半径 20m 前後を確保すること
通信容量	1 日及び１月あたりのデータ通信量は無制限とし、追加料金及び利用停止が発生しないこと。
その他	・物品を使用するにあたり必要となる付属品を用意すること。 ・物品は同一メーカー・同型番とすること。 ・日本語による取扱説明書を納入すること。

（３）通信回線

Wi-Fi 環境サービス提供に必要なインターネット回線を提供すること。

（４）SSID 及びパスワード

SSID 及びパスワードは、発注者と協議のうえ決定し、受注者側で設定作業を行うとともに決定した内容を発注者へリスト化し電子データで提供すること。

（５）セキュリティ

ウイルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等について、次のセキュリティ対策を講じること。

また、賃貸借期間中に、採用しているセキュリティ対策に対する脆弱性の発見等により、適切なセキュリティ強度が維持できない場合は、これを改善すること。

ア　暗号化

WPA2 以上のセキュリティ強度の暗号化方式にて暗号化できること。

イ　利用端末同士の通信禁止

利用端末同士の通信を禁止できること。

（６）Wi-Fi 提供時間

24 時間 365 日（計画による停止や定期保守を除く）のサービス提供を可能とすること。

（７）運用保守

Wi-Fi 環境の安定稼働のため、次の運用保守を行うこと。

ア　通信に障害が生じた際は、受注者は速やかに通信サービスの復旧に必要な措置

をとること。

イ　障害発生時、故障紛失時等に関する電話受付について、平日午前 10 時から午後６時まで受付可能であること。

ウ　賃貸借期間中においては、受注者起因による端末の故障（水損及び汚損を含む。）に対し、無償で新品又は新品同等品との交換を行うこと。なお、自然故障時においても同様とする。

エ　交換する新品又は新品同等品は、発注者から受注者へ連絡をしてから、概ね５営業日を目途に納品すること。

なお、納品及び返却に要する諸費用は受注者の負担とする。

４ 契約方法等

（１）賃貸借期間

令和７年９月１日～令和１２年８月３１日（長期継続契約）

（２）納入場所

前記、使用施設への納入を基本とするが、詳細は別途協議を行い決定するものとする。

（３）支払方法

契約日から運用開始までの間は、サービス提供に係わる準備期間とし、その間の費用支払は行わないものとする（準備期間中における費用の一部支払はないものとする）。本契約期間における当該サービスの提供に要するすべての経費（消費税を除く）の 60 分の１の額（分割により端数を生じる場合は、初月に含める。）に消費税を加えた額を、各月の翌月に支払うものとする。

なお、令和７年９月１日～令和１２年８月３１日までの 60 か月分の支払い額の合計を総額とする。

（４）契約満了時における機器の取扱い

本契約における各種機器は契約満了後、１か月以内に受注者へ返却を行う。

返却に必要となる諸手続及び諸費用は発注者の負担とする。

（５）機密保持、資料の取扱い

次のア～オを遵守すること。

なお、適切な措置が講じられていることを確認するため、発注者が必要に応じて実地調査を行う場合がある。

ア　業務上知り得た情報について、業務以外の目的で利用しないこと。

イ　業務上知りえた情報について第三者への開示や漏洩をしないこと。

また、持ち出しを禁止する。

ウ　受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一

の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

エ　業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

オ　適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。

５　その他

本仕様書に記載のない点については、その都度、発注者と協議のうえ対応するものとする。